

従業員の皆様への周知について（依頼）

平素は税務行政につきまして、深い御理解と多大な御協力をいただきありがとうございます。

さて、昨今におきましては、「ふるさと納税に係る寄附金控除」や「医療費控除」、「住宅ローン控除」等を受ける方や「複数の勤務先から給与の支払いを受けておられる方」など、確定申告をされる従業員の方が非常に多くおられます。

税務署が開設する確定申告会場におきましては、マスク・フェイスシールドの着用や検温・換気等を徹底した上、来場者間の距離の確保など、感染症対策を講じることとしておりますが、多数の方が来場されますので、どうしても人との接触は避けられない状況です。

そのため、税務署におきましては、新型コロナウイルス感染症の拡大防止等の観点から、ご自身のスマホやご自宅のパソコンを利用して国税庁ホームページにアクセスの上、確定申告書を作成していただき、e-Tax（電子申告）で提出（送信）していただくことを、幅広くご案内しております。

国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」の画面案内に従って入力すれば、自動計算で申告書を作成でき、作成した申告書はスマホやパソコンを利用して簡単に e-Tax 送信（提出）することができます。

特に、スマートフォンを利用した申告については、令和4年1月から入力がしやすい専用画面の対象者が拡大しているほか、カメラ機能を利用して源泉徴収票を読み取ることができるようになるなど、より一層便利になっております。

また、マイナンバーカードを利用した申告については、令和5年1月から、現状3回のマイナンバーカード読取が、1回の読取のみで e-Tax 送信可能となる予定です。

従業員の方の感染リスクを軽減することは、ご本人やご家族の身を守ること、ひいては御社内における二次感染の回避にもつながることから、自宅等からの e-Tax を利用した申告は非常に有益と考えております。

このため、別添資料をメール配信や社内LANへ掲載していただき、御社の従業員の皆様に「ご自宅等からの e-Tax 申告」について周知いただきますよう、よろしく願いいたします。

ご自宅等からの e - T a x 申告のおすすめ

確定申告の状況

- ☞ 所得税の申告人員は、近畿2府4県で約362万人、このうち**給与所得者が約171万人と全体の約半分**を占めております。
- ☞ 確定申告会場では、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、来場者間の距離の確保や入場制限の実施など、「密」を避ける取組等を行っておりますが、多数の方が来場されますので、**どうしても人との接触は避けられない状況**です。
- ☞ また、「密」を避けるため、確定申告会場の収容人数（対応可能人数）を大きく減少させているため、**相当の時間お待たせする**場合がございます。

《 参 考 》

○ 確定申告会場の状況

令和元年分以前



令和2年分以降



令和4年分確定申告に向けたお願い

- ☞ 昨今、「ふるさと納税に係る寄附金控除」や「医療費控除」を受ける方、「住宅ローン控除」等を受ける方や「複数の勤務先から給与の支払いを受けておられる方」など、確定申告される従業員の方が多くおられます。
- ☞ 新型コロナウイルス感染症の拡大防止等の観点から、是非とも従業員の皆様に、**ご自身のスマホやご自宅のパソコンで国税庁ホームページを利用して申告書等を作成し、e - T a x で送信（提出）**する方法をご案内いただくようお願い申し上げます。
- ※ 給与所得者の方で申告内容が一定の条件に該当する方は、スマホで見やすい専用画面で申告書の作成が可能です。

令和4年分確定申告に関する国税局・税務署からのお知らせ

- ☞ 所得税の確定申告書は、国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」の案内に従って金額などを入力するだけで自動計算され、計算誤りなく作成できます。
- ☞ e-Tax（電子申告）は、「簡単・便利」で「安心・安全」な申告方法です。ご来場される従業員の皆様やご家族の方の感染リスクや御社社内の二次感染リスクを最大限回避する観点からも、非常に有益と考えております。
- ☞ 確定申告書を e-Tax で送信すると、次のようなメリットがあります。

- 混雑した確定申告会場に行く必要はありません（感染リスクの回避）。
- 添付書類の提出を省略できます（申告内容によっては添付書類の提出が別途必要）。
- 確定申告期は、24時間いつでも国税庁ホームページから送信できます。
- 還付金がある場合、書面提出の場合より早く受け取ることができます（3週間程度で還付）。

- ☞ マイナンバーカードとマイナンバーカード読取対応のスマホ（パソコンの場合、ICカードリーダーでも可）があれば作成した確定申告書を e-Tax で送信することができます。

※ マイナンバーカード等をお持ちでない方は、事前に税務署で発行されたID・パスワードを用いて送信することもできます。ただし、暫定的な措置ですので、お早めにマイナンバーカードの取得をお願いします。

- ☞ 令和5年1月から、現状3回のマイナンバーカード読取が、1回の読取で e-Tax 送信が可能となる予定です。

※ 過去にマイナンバーカードを使って確定申告している等の一定の条件を満たしている場合

- ☞ 副業収入などがあり、国税を納付いただく場合の手続には、ご自宅から納付できるキャッシュレス納付や口座振替による納付など様々な方法があります。

感染リスク軽減のためにも、簡単・便利なキャッシュレス納付をご利用ください。

- 資料1 「自宅からスマホで申告してみませんか？」 二次元バーコードからも
- 資料2 「住宅ローン控除は自宅から簡単申告！」 アクセスできます。



※ 資料1及び2は、国税庁ホームページ（下記アドレス参照）に掲載しております。

https://www.nta.go.jp/about/organization/osaka/topics/kakutei_shinkoku/index.htm

自宅から スマホで申告

してみませんか？

簡単・便利



スマホカメラで源泉徴収票を読み取りできます！

ご自宅で

確定申告期間は24時間いつでも利用可能

※ メンテナンス時間を除く

専用画面

スマホ専用画面で見やすく操作が簡単

自動計算

画面の案内に沿って入力するだけ

添付書類不要

書類の記載内容を入力・送信することで添付省略

※ 一部の書類は除く

持参・印刷・郵送不要

税務署への持参が不要
印刷・郵送代が不要

早期還付

還付金の振込みが早い

※ 2月末までに提出した場合に2～3週間程度で還付
(書面提出の場合は4～6週間程度で還付)

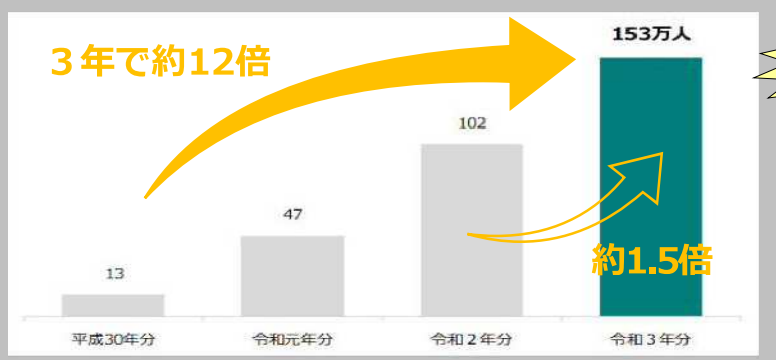
NEW 令和4年分(令和5年1月以降)からさらに便利に！

- ・ 青色申告決算書・収支内訳書がスマホで作成可能に
- ・ マイナンバーカードの読取回数が削減 ※

※ 過去にマイナンバーカードを使って確定申告している等の一定の条件を満たしている場合



3年で約12倍



スマホ申告増加

全国で **153万人** が、**自宅からスマホを使ってe-Tax**で申告

詳しくは裏面をご覧ください!! ▶▶▶

申告書の作成・送信は **自宅**で **国税庁ホームページ**から！

STEP1. 「国税庁ホームページ」へアクセス

作成コーナー

【確定申告書等作成コーナー】

作成開始!

STEP2. 画面の案内に従って入力→自動計算！

スマホなら、**カメラ**で『給与所得の源泉徴収票』を読み取って**自動入力**！

給与所得がある方の例

STEP3. 申告書をデータ送信

おすすめ マイナンバーカードをお持ちの方

ID・パスワードをお持ちの方

マイナンバーカード



マイナンバーカード
読取対応のスマホ



※ パソコンの場合 ICカードリーダライタでも可

さらに

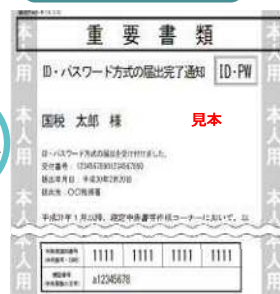
マイナポータル連携なら……
各種控除証明書等のデータを
一括取得し、確定申告書の該当
項目に自動入力できます。

国税庁HP
「マイナポータル
連携特設ページ」
はこちら



または

事前発行の
ID・パスワード



ID・パスワード方式
の届出を確認！
※申告書の控えと一緒に
保管されている場合
があります。

※ ID・パスワード方式は暫定的な対応です。
お早めにマイナンバーカードの取得をお願いします。

戸建て・マンションを購入された方へ

購入した時にメモしておけば、確定申告の入力がスムーズにできるよ！



住宅ローン控除は自宅から

～ 24 時間対応*！ 入力は簡単！

e-Tax なら早期に還付されます！ ～

※ 一部の期間を除きます

簡単申告！

準備するもの

- 給与所得の源泉徴収票（住宅に入居した年分のもの）
- マイナンバーカード
- マイナンバーカード対応のスマートフォン

- ★住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書
- ★住宅（及び土地）の登記事項証明書
- ★住宅（及び土地）の売買契約書や工事請負契約書
- ★交付を受けた補助金等の額を証する書類

※ ★印の書類は提出が必要ですが、e-Tax であればイメージデータ（PDF 形式）で送信が可能です。

【確定申告書の作成（入力）に向けた事前準備】

契約締結年月日

令和 年 月 日

住宅に居住を始めた年月日

令和 年 月 日

住民票を異動した日を記入してください

住宅に関する事項

取得対価の額（売買契約書などに記載されています）

円

消費税の記載がある場合、税込みの金額を記入してください。

消費税額及び地方消費税額の合計額（10%部分）
（売買契約書などに記載されています）

円

自己の専有部分の床面積（小数点第2位まで）
（登記事項証明書に記載されています）

. m²

※住宅が共有名義の場合のみ

自己の持分

（登記事項証明書に記載されています）

/

土地に関する事項

取得対価の額（売買契約書などに記載されています）

円

※住宅と土地の金額が分かれていない場合は、次の計算方法で算出してください。

住宅と土地の取得価額の合計額 - ((消費税等の金額 ÷ 0.1) + 消費税等の金額)

= 土地等の取得対価の額

1 棟の土地の面積（小数点第2位まで）

（登記事項証明書に記載されています）

. m²

※マンションの場合のみ

1 棟の住宅の総床面積（小数点第2位まで）

（登記事項証明書に記載されています）

. m²

※土地が共有名義の場合のみ

自己の持分

（登記事項証明書に記載されています）

/

住宅や土地の取得に関する補助金等

（すまい給付金や地方公共団体などから交付されるもの）

なし

あり（家屋 土地等 家屋及び土地等）

補助金等の額 円

※すまい給付金は、給付基礎額（持分割合を乗ずる前の金額）を記入

給付基礎額が不明な場合は、給付額 ÷ 家屋の共有持分で計算した金額を記入

年末残高等証明書

金融機関等から交付されたときに記入してください

① 住宅借入金等の内訳

住宅のみ 土地等のみ 住宅及び土地等

② 年末残高 円

③ 当初金額 円

申告書と計算明細書の作成・送信は国税庁ホームページで！


確定申告



大阪国税局・税務署

申告書の作成・送信は **自宅**で **国税庁ホームページ**から！


STEP1. 「国税庁ホームページ」へアクセス



作成開始！

作成コーナー

【確定申告書等作成コーナー】



STEP2. 画面の案内に従って入力→自動計算！

スマホなら、**カメラ**で『給与所得の源泉徴収票』を読み取って**自動入力**！






給与所得がある方の例

STEP3. 申告書をデータ送信

おすすめ マイナンバーカードをお持ちの方

ID・パスワードをお持ちの方

マイナンバーカード



マイナンバーカード
読取対応のスマホ



※ パソコンの場合ICカードリーダーでも可

さらに

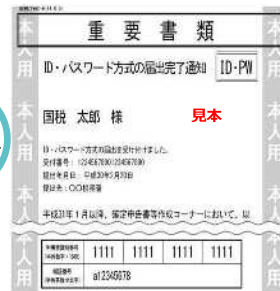
マイナポータル連携なら……
各種控除証明書等のデータを
一括取得し、確定申告書の該当
項目に自動入力できます。

国税庁HP
「マイナポータル
連携特設ページ」
はこちら



または

事前発行の
ID・パスワード



ID・パスワード方式
の届出を確認！
※申告書の控えと一緒に
保管されている場合
があります。

※ ID・パスワード方式は暫定的な対応です。
お早めにマイナンバーカードの取得をお願いします。